知っておくと、お！得な情報ボックス
知っ得ボックス

行政相談所を開設

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて苦情や要望はありませんか。

行政相談委員は行政サービスに関する相談や行政の仕組みなどに関する相談を受け付け、相談者へ助言したり関係機関への橋渡しをしたりするのが主な仕事です。相談は無料で秘密は厳守されます。

○日時
11月4日(水)
午前9時～正午

○場所
町開発総合センター

○行政相談員
・下平隆康氏(矢堂)
・大平洋光氏(指江)

問い合わせ先
役場総務課行政係
☎(86)1111[代表]

悪質訪問販売に注意！

現在、県内で高齢者世帯を狙った訪問販売業者による高額販売が多数確認されています。

訪問販売業者からの値段や内容などの説明に少しでも疑問を感じた場合は、すぐに家族または警察署へ連絡ください。

商品を購入してしまった場合、契約から8日間以内であれば契約を解除できる「クーリング・オフ」があります。詳細は問い合わせください。

悪質な訪問販売に関すること
阿久根警察署
☎(73)0110

クーリング・オフに関すること
消費者ホットライン
☎188(局番なし)

秋季全国火災予防運動

令和2年11月9日(月)から11月15日(日)までの7日間にわたり、秋季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

空気が乾燥し、風の強い日が多くなりますので、火の取扱いには十分注意し、火災予防に心掛けましょう。

○令和2年度全国統一防火標語
『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

問い合わせ先
阿久根地区消防組合
☎(86)0119[東分遣所]
☎(88)5333[長島分遣所]

ごみ出し支援 ボランティア募集

町では、ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な世帯を支援するボランティアを募集しています。

これは、高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者など支援を必要とするかたが安心して暮らせる町づくりの一環です。地域貢献や生きがいづくりにボランティア活動を始めてみませんか。

現在、支援をされているかたもぜひ登録をお願いします。

○活動内容
・玄関先などに出してもらったごみの収集とごみステーションへの運搬作業
・近隣世帯を対象

問い合わせ先
役場福祉事務所社会福祉係
☎(86)1146[直通]

粗大ごみ収集は11月23日

今年度の規格外粗大ごみの収集日は11月23日(祝・月)です。

詳細は後日各世帯へ配布します「粗大ごみ収集のお知らせ」をご確認ください。

問い合わせ先
役場介護環境課環境衛生係
☎(86)1153[直通]

県民手帳の販売

県統計協会では、昭和33年の創刊から長年、県民の皆さんに愛用していただいている鹿児島県民手帳の「令和3年版」を販売中です。

○価格
1冊550円(税込み)

○色
黒と赤の2種類
8年振りに手触りのよいレザー調のカバーにリニューアルしました。購入希望のかたは問い合わせください。

問い合わせ先
役場企画財政課広報統計係
☎(86)1134[直通]

ネット申告が便利

e-Taxでは、自宅やオフィスからインターネットを利用して、所得税や法人税、消費税などの申告や納税、証明書の交付請求などができます。

スマートフォンでも、電子署名を必要としない一部の手続きを利用することができるほか、マイナンバーカードでのe-Tax送信のサービスも利用できます。

詳細は国税庁ホームページまたは税務署へ問い合わせください。

問い合わせ先
出水税務署[自動音声]
☎(62)0200

運転免許試験が一部予約制

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、受験者が多くなる令和3年の2月と3月での運転免許試験場での免許試験を一部予約制にして受験者数を制限します。

○制限期間
令和3年2月から3月までの2カ月間

○制限内容
1日当たりの受験者数を約200人に制限し、試験回数は午前と午後で2回実施

○対象者
県公安委員会指定の自動車学校を卒業した普通免許、準中型免許の受験者

○受付時間
午前　8時30分～9時10分
午後　13時～13時30分

※卒業した自動車学校から受験する日時と場所の連絡がありますので、個人で予約する必要はありません。

※初回の適性試験および学科試験に不合格のかたは2回目以降は合格するまでの制限はありません。詳細は問い合わせください。

問い合わせ先
鹿児島県警交通部免許試験課
☎0995(65)2295

コロナ感染防止対策 実施宣言ステッカー

県では、県内事業者が感染防止対策に積極的に取り組んでいただくとともに、県民の皆さんが安心して利用できる飲食店などの「見える化」を図るため、「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を作成しました。

ステッカーは県ホームページを利用して取得できますので、事業活動の推進に活用ください。

問い合わせ先
県健康増進課
☎099(833)3221

鹿児島県の最低賃金が時間額793円に

―― 最低賃金、必ずチェック！ ――

鹿児島県の最低賃金が令和2年10月3日から時間額793円に改正されました。これは県下すべての労働者に適用されます。

ただし、別に定める特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金が適用されます。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

鹿児島県最低賃金（地域別最低賃金）	
最低賃金額時間額(円)	793円
効力発生日	令和2年10月3日

※10月2日までは790円

問い合わせ先
鹿児島労働局賃金室 ☎099(223)8278
川内労働基準監督署 ☎0996(22)3225